

研究上の不正行為に関する調査結果について（概要）

2023 年 10 月 27 日

愛知大学

1. 調査に至った経緯・概要

本学は 2022 年 11 月 14 日付で、他大学から、元本学研究員による研究上の不正行為に関する通報回付と調査依頼を受けた。これに伴い、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」（以下、「本学規程」という。）に則り、予備調査を実施した結果、学長（最高管理責任者）が本調査の実施を決定した。

2. 調査内容

（1）調査体制

本学規程第 10 条第 8 項に基づき、本調査委員会を以下の通り組織した。

- ・議長：阿部 聖 愛知大学 地域政策学部教授（内部委員）
- ・委員：栗原 裕 愛知大学 経済学部教授（内部委員）
- ・委員：畠山 大志 TMI 総合法律事務所 弁護士（外部委員）
- ・委員：曾 士才 法政大学 国際文化学部教授（外部委員）

（2）調査期間

2023 年 1 月 18 日～2023 年 7 月 5 日

（3）調査対象

論文 1 編（2020 年 12 月発刊）

（4）調査方法・手順

- ・調査対象論文と先行研究論文の精査・審議
- ・元本学研究員に対する事情聴取の実施
- ・元本学研究員に対する事情聴取後の追加照会
- ・通報者に対する照会
- ・本調査委員会での盗用認定

3. 調査結果

（1）認定した不正行為の種別

盗用

（2）不正行為に係る研究者

元本学研究員

(3) 不正行為が行われた経費

元本学研究員の私費。基盤的経費（私学助成を含む）、競争的研究費とも非該当。

(4) 不正行為の具体的な内容、結論と判断理由

①具体的な内容、結論

元本学研究員が、調査対象論文の複数の箇所の執筆において、先行研究論文 2 編を盗用したというもの。調査対象論文の参考・参照文献欄において、先行研究論文の表示はない。

②判断理由

調査対象論文は日本語で書かれているのに対し、先行研究論文は中国語で書かれているため、表現がどの程度一致するかを機械的に比較することはできない。そこで、他大学における盗用事案の判断枠組みを維持し、言語の違いはあるとしても、「偶然の一致とみなすことができるレベルを超えているかどうか」という基準で、盗用該当性を判断することとした。

本調査委員会において、調査対象論文と先行研究論文の対照を行った所、調査対象論文の 4 か所において、それぞれがまとまったモチーフ（テーマ）で構成されている中、ほぼ同一の意味内容を持つ複数のモチーフが全く同じ順番で並んでいることを確認した。

もっとも、両論文の調査対象箇所が偶然に一致した可能性も完全には否定できなかったため、本調査委員会は元本学研究員に対し、偶然の一致の可能性があるのであれば、根拠とともにその旨を主張するよう促したが、元本学研究員から、何ら説得力のある主張や証拠が示されなかった。

元本学研究員自身は盗用を行っていない根拠として、調査ノート（Word ファイル）と調査対象論文の合致を主張したが、調査ノートは 2023 年 1 月の日付（本調査開始後）で更新されていた。また、調査ノートのさらなる根拠としてフィールド調査時の手書きメモ（写し）が提出されたが、本調査開始後に調査対象論文の文章そのものが手書きメモに書き加えられたこと（手書きメモの捏造）を確認した。

以上を受けて、本学元研究員の盗用を認定した。

4. 本学がこれまで行った措置の内容

元本学研究員に対し、論文の取下げ勧告を行った。なお、元本学研究員は、任期満了に伴い、2021 年 3 月末日をもって本学を退職したため、本学の就業規則に基づく処分は行わない。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本学では、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、全学的に研究倫理教育に取り組んできた。元本学研究員も本学在籍中、研究倫理教

育を受講していた。それにも関わらず、不正行為が発生した要因として、以下のように分析する。

- ・元本学研究員は、安定した研究条件の確保のため、多忙な中においても業績数を増やし、研究の幅を広げる必要性を強く感じていたのではないかと考えられる。
- ・元本学研究員は、2019年10月に調査対象論文執筆を開始し、2020年6月に出版稿を完成させている。その際、2012年度に実施したフィールド調査の調査ノートや手書きメモを参照したと主張した。しかしながら、7年前の記録を中心に論文を作成することには無理があり、さらに執筆開始後、編集委員会の意向に沿って論文の方向性を変えることを余儀なくされるという事態の中、論文の作成を急ぐあまり、必要な調査を怠ったと考えられる。
- ・業績の誘惑に負けて、あるいは出来心から盗用を行ったことは、研究不正についての認識・理解が不十分であったと言わざるをえない。先行研究論文の参照・引用表示を行わなかったこと、さらに既述のとおり手書きメモの捏造をしたことは、当人の研究倫理の欠如を物語っている。

（２）再発防止策

本件は、学外の出版物における盗用の事案であるが、本学に所属する全ての研究者が内外の研究活動において、研究不正に対して厳しく自己を律することが重要である。これを踏まえ、以下の再発防止策をとる。

- ・既に実施されてはいるが、引き続き、研究者の研究倫理教育の受講を義務付けるとともに、さらなる理解と徹底を図る。必要に応じてFD研修会等を通じて研究倫理教育に取り組む。
- ・学内の紀要や研究所年報等の学術雑誌や刊行物について、研究不正を許容しないことを示し、研究倫理関連のチェックリスト等の提出を義務付ける。また、既述の学術雑誌や刊行物の論文や要旨をインターネット（機関リポジトリ）に上げることを義務付ける。
- ・学内の学術雑誌や刊行物について、剽窃をチェックするためのソフトの利用を促進する。また同ソフトの不足を補うための工夫を行う。

6. その他

元本学研究員から、2023年7月22日付で異議申立書が提出された。が、同年8月31日の本調査委員会及び9月25日の研究倫理・コンプライアンス委員会において、再審理を実施しないことを決定した。

以 上